

発議第 1 号

庄原市議会会議規則の一部を改正する規則

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び庄原市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり規則案を提出する。

令和 7 年 3 月 10 日

庄原市議会議長 様

提出者 議会運営委員会  
委員長 堀井 秀昭

(提案理由)

地方自治法の一部改正に伴い、会議規則に規定する各種手続等のオンライン化に対応するために必要となる事項を定めるほか、所要の改正を行おうとするものである。

## 庄原市議会会議規則の一部を改正する規則

庄原市議会会議規則（平成 17 年庄原市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 94 条」を「第 94 条の 2」に改め、「第 166 条」の次に「・第 166 条の 2」を、「補則（）」の次に「第 167 条の 2 一」を加える。

第 3 条中「また」を「、また」に改める。

第 7 条中「すべて」を「全て」に改める。

第 9 条第 2 項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同項ただし書中「ただし、」の次に「出席議員 2 人以上から」を加え、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第 14 条第 2 項中「そなえ」を「備え」に改める。

第 15 条中「再び」を「、再び」に改める。

第 19 条第 1 項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第 19 条第 2 項及び第 3 項中「承認」を「許可」に改める。

第 29 条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に、「投票を備付けの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第 31 条に次の 1 項を加える。

4 投票の効力に係る法第 118 条第 6 項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第 45 条第 2 項中「審査」を「審査又は調査」に、「会議」を「議会」に改める。

第 46 条第 2 項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第 52 条第 1 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 55 条第 1 項中「すべて」を「全て」に改め、同条第 2 項中「場合は」を「場合は、」に改める。

第 74 条第 1 項中「第 31 条（開票及び投票の効力）」を「第 31 条（開票及び投票の効力）第 1 項から第 3 項まで」に改める。

第 77 条第 3 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 80 条第 1 項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第 84 条第 2 項中「第 81 条、第 82 条及び第 83 条」を「第 81 条（公述人の発言）、第 82 条（議員と公述人の質疑）及び第 83 条（代理人又は文書による意見の陳述）」に改める。

第 85 条第 1 項中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改める。

第 86 条中「配布（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）する」を「配布する」に改める。

第 88 条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第 123 条第 3 項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を削る。

第 94 条の次に次の 1 条を加える。

（出席委員に関する措置）

第 94 条の 2 この章における出席委員には、法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

第 100 条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第 114 条及び第 116 条第 1 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 117 条第 1 項中「委員でない議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、同条第 2 項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 前 2 項の場合において、法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第 118 条に次の 1 項を加える。

2 法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第 125 条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第 129 条に次のただし書を加える。

ただし、法第 109 条第 9 項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第 135 条第 1 項中「第 31 条（開票及び投票の効力）」を「第 31 条（開票及び投票の効力）第 1 項から第 3 項まで」に改める。

第 138 条第 2 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 139 条第 2 項中「、法人」を「並びに法人」に改め、同条第 5 項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第 141 条第 1 項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第 141 条第 2 項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第 141 条第 3 項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第 142 条に次の 2 項を加える。

3 前項の場合において、法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第 143 条第 1 項中「意見を付け、」を削り、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第 150 条を次のように改める。

(決定の通知)

第 150 条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第 152 条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第 157 条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第 159 条中「すべて」を「全て」に改める。

第 161 条中「ことは」を「ことが」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(代理弁明)

第 161 条の 2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第 7 章中第 166 条の次に次の 1 条を加える。

(協議等の場の開催方法の特例)

第 166 条の 2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

第9章中第168条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第167条の2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第20条(日程の作成及び配布)、第66条(答弁書の配布)、第86条(会議録の配布)、第125条(答弁書の配布)、第140条(請願文書表の作成及び配布)第1項及び第141条(請願の委員会付託)第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機(入出力装置を除く。))による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第167条の3 この規則の規定（第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第74条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

庄原市議会会議規則の一部を改正する議会規則案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 委員会</p> <p>    第1節 総則（第90条—<u>第94条の2</u>）</p> <p>    第2節～第6節 略</p> <p>第3章～第6章 略</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場（第166条・<u>第166条の2</u>）</p> <p>第8章 略</p> <p>第9章 補則（<u>第167条の2</u>—第168条）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第2条 略</p> <p>（宿所又は連絡所の届出）</p> <p>第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、<u>また同様とする。</u></p> <p>第4条～第6条 略</p> <p>（会期中の閉会）</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>第8条 略</p> <p>（会議時間）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u></p> <p>4 略</p> <p>第10条～第13条 略</p> <p>（議案の提出）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を<u>備え</u>、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。（一事不再議）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 委員会</p> <p>    第1節 総則（第90条—<u>第94条</u>）</p> <p>    第2節～第6節 略</p> <p>第3章～第6章 略</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場（第166条_____）</p> <p>第8章 略</p> <p>第9章 補則（_____第168条）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第2条 略</p> <p>（宿所又は連絡所の届出）</p> <p>第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも<u>また同様とする。</u></p> <p>第4条～第6条 略</p> <p>（会期中の閉会）</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>すべて</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>第8条 略</p> <p>（会議時間）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、_____、会議時間を変更することができる。ただし、_____異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>3 略</p> <p>第10条～第13条 略</p> <p>（議案の提出）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を<u>そなえ</u>、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。（一事不再議）</p>

改 正 案	現 行
<p>第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、<u>再び提出</u>することができない。</p> <p>第16条～第18条 略</p> <p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p> <p>第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、<u>議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u></p> <p>2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>許可</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。</p> <p>3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>許可</u>を求めようとするときは、<u>委員会の許可</u>を得て委員長から請求しなければならない。</p> <p>第20条～第28条 略</p> <p>(投票)</p> <p>第29条 議員は、<u>議長の指示に従って、順次、投票する</u> _____。</p> <p>第30条 略</p> <p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に 関し必要な事項は、議長が定める。</u></p> <p>第32条～第44条 略</p> <p>(委員会の審査又は調査期限)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 前項の期限までに<u>審査又は調査</u>を終わらなかったときは、その事件は、第39条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、<u>議会</u>において審議することができる。 (委員会の中間報告)</p> <p>第46条 略</p> <p>2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、<u>議会の承認</u>を得て、中間報告をすることができる。</p> <p>第47条～第51条 略</p> <p>(発言の許可等)</p>	<p>第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は<u>再び提出</u>することができない。</p> <p>第16条～第18条 略</p> <p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p> <p>第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、<u>議会の承認を要する</u>_____。 _____</p> <p>2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>承認</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。</p> <p>3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>承認</u>を求めようとするときは、<u>委員会の承認</u>を得て委員長から請求しなければならない。</p> <p>第20条～第28条 略</p> <p>(投票)</p> <p>第29条 議員は、<u>職員の点呼に応じて、順次、投票を備付け の投票箱に投入する。</u></p> <p>第30条 略</p> <p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>第32条～第44条 略</p> <p>(委員会の審査又は調査期限)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 前項の期限までに<u>審査</u>_____を終わらなかったときは、その事件は、第39条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、<u>会議</u>において審議することができる。 (委員会の中間報告)</p> <p>第46条 略</p> <p>2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、_____中間報告を することができる。</p> <p>第47条～第51条 略</p> <p>(発言の許可等)</p>

改 正 案	現 行
<p>第52条 発言は、<u>全て</u>議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。</p>	<p>第52条 発言は、<u>すべて</u>議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>第53条～第54条 略</p>	<p>第53条～第54条 略</p>
<p>(発言内容の制限)</p>	<p>(発言内容の制限)</p>
<p>第55条 発言は、<u>全て</u>簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。</p>	<p>第55条 発言は、<u>すべて</u>簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。</p>
<p>2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、<u>発言を禁止</u>することができる。</p>	<p>2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、<u>発言を禁止</u>することができる。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>第56条～第73条 略</p>	<p>第56条～第73条 略</p>
<p>(選挙規定の準用)</p>	<p>(選挙規定の準用)</p>
<p>第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、<u>第31条(開票及び投票の効力)第1項から第3項まで</u>、第32条(選挙結果の報告)第1項、第33条(再選挙)第1項及び第34条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。</p>	<p>第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、<u>第31条(開票及び投票の効力)</u>、第32条(選挙結果の報告)第1項、第33条(再選挙)第1項及び第34条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>第75条～第76条 略</p>	<p>第75条～第76条 略</p>
<p>(表決の順序)</p>	<p>(表決の順序)</p>
<p>第77条 略</p>	<p>第77条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決を採る。</p>	<p>3 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決を採る。</p>
<p>第78条～第79条 略</p>	<p>第78条～第79条 略</p>
<p>(公述人の決定)</p>	<p>(公述人の決定)</p>
<p>第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から</u>、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。</p>	<p>第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>あらかじめ文書で</u>申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>第81条～第83条 略</p>	<p>第81条～第83条 略</p>
<p>(参考人)</p>	<p>(参考人)</p>
<p>第84条 略</p>	<p>第84条 略</p>
<p>2 参考人については、<u>第81条(公述人の発言)、第82条(議員と公述人の質疑)及び第83条(代理人又は文書による意</u></p>	<p>2 参考人については、<u>第81条、第82条及び第83条</u></p>

改 正 案	現 行
<p>見の陳述)の規定を準用する。</p> <p>第10節 会議録 (会議録の記載事項)</p> <p>第85条 会議録に記載する_____事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>2 略 (会議録の配布)</p> <p>第86条 会議録は、議員及び関係者に配布する_____。</p> <p>第87条 略</p> <p>(会議録署名議員)</p> <p>第88条 会議録に署名する議員_____は、2人とし、議長が会議において指名する。</p> <p>第89条～第94条 略</p> <p>(出席委員に関する措置)</p> <p>第94条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするのできる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席している委員を含む。</p> <p>第95条～第99条 略</p> <p>(動議の撤回)</p> <p>第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。</p> <p>第101条～第113条 略</p> <p>(発言の許可)</p> <p>第114条 委員は、全て 委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。</p> <p>第115条 略</p> <p>(発言内容の制限)</p> <p>第116条 発言は全て、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。</p>	<p>_____の規定を準用する。</p> <p>第10節 会議録 (会議録の記載事項)</p> <p>第85条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>2 略 (会議録の配布)</p> <p>第86条 会議録は、議員及び関係者に配布(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。)する。</p> <p>第87条 略</p> <p>(会議録署名議員)</p> <p>第88条 会議録に署名する議員(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)は、2人とし、議長が会議において指名する。</p> <p>第89条～第94条 略</p> <p>第95条～第99条 略</p> <p>(動議の撤回)</p> <p>第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する_____。</p> <p>第101条～第113条 略</p> <p>(発言の許可)</p> <p>第114条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。</p> <p>第115条 略</p> <p>(発言内容の制限)</p> <p>第116条 発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>2 略 (委員外議員の発言)</p> <p>第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員(以下この条において「委員外議員」という。)に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>2 委員会は、委員外議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。</p> <p>3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。</p> <p>4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。 (委員長の発言)</p> <p>第118条 略</p> <p>2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。</p> <p>第119条～第124条 略</p> <p>(答弁書の配布)</p> <p>第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。</p> <p>第126条～第128条 略</p> <p>(不在委員)</p> <p>第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、法第109条第9項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。</p> <p>第130条～第134条 略</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)第1項から第3項まで及び第32条(選挙結果の報告)第1項</p>	<p>2 略 (委員外議員の発言)</p> <p>第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員_____に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。</p> <p>(委員長の発言)</p> <p>第118条 略</p> <p>第119条～第124条 略</p> <p>(答弁書の朗読)</p> <p>第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる_____。</p> <p>第126条～第128条 略</p> <p>(不在委員)</p> <p>第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。_____</p> <p>第130条～第134条 略</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)_____及び第32条(選挙結果の報告)第1項</p>

改 正 案	現 行
<p>の規定を準用する。</p> <p>2 略</p> <p>第136条～第137条 略</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第138条 略</p> <p>2 修正案が<u>全て</u> 否決されたときは、原案について表決を採る。</p> <p>第3章 請願 (請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 略</p> <p>2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>3～4 略</p> <p>5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の<u>許可</u>を得なければならない。</p> <p>6 <u>議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題になった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u></p> <p>第140条 略</p> <p>(請願の委員会付託)</p> <p>第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。<u>ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</u></p> <p>2 <u>委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。</u></p> <p>3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものと<u>みなし、それぞれの委員会に付託する。</u> (紹介議員の委員会出席)</p> <p>第142条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u> (請願の審査報告)</p>	<p>の規定を準用する。</p> <p>2 略</p> <p>第136条～第137条 略</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第138条 略</p> <p>2 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決を採る。</p> <p>第3章 請願 (請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 略</p> <p>2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>法人</u>の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>3～4 略</p> <p>5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の<u>承認</u>を得なければならない。</p> <p>第140条 略</p> <p>(請願の委員会付託)</p> <p>第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。<u>ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。</u></p> <p>3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものと<u>みなす</u></p> <p>(紹介議員の委員会出席)</p> <p>第142条 略</p> <p>2 略</p> <p>(請願の審査報告)</p>

改 正 案	現 行
<p>第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により _____ 議長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 採択すべきもの</p> <p>(2) 不採択とすべきもの</p> <p><u>2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p>第144条～第149条 略</p> <p>(決定の通知)</p> <p>第150条 <u>前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める</u></p> <p>_____</p> <p>_____。</p> <p>第151条 略</p> <p>(携帯品)</p> <p>第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、会議の妨げとなるものを携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。</u></p> <p>第153条～第156条 略</p> <p>(資料等 _____ の配布許可)</p> <p>第157条 議場又は委員会の会議室において、<u>資料等 _____ を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p>第158条 略</p> <p>(議長の秩序保持権)</p> <p>第159条 <u>全て</u> 規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って定める。</p> <p>第160条 略</p> <p>(懲罰動議の審査)</p> <p>第161条 懲罰については、議会は、第38条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決する<u>ことができない。</u></p> <p><u>(代理弁明)</u></p> <p>第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯</p>	<p>第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により<u>意見を付け、</u>議長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 採択すべきもの</p> <p>(2) 不採択とすべきもの</p> <p><u>2 略</u></p> <p>第144条～第149条 略</p> <p>(決定書の交付)</p> <p>第150条 <u>議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。</u></p> <p>第151条 略</p> <p>(携帯品)</p> <p>第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、会議の妨げとなるものを携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>議長の許可を得たときは _____、この限りでない。</u></p> <p>第153条～第156条 略</p> <p>(資料等<u>印刷物</u>の配布許可)</p> <p>第157条 議場又は委員会の会議室において、<u>資料、新聞紙、文書等の印刷物</u>を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。</p> <p>第158条 略</p> <p>(議長の秩序保持権)</p> <p>第159条 <u>すべて</u> 規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って定める。</p> <p>第160条 略</p> <p>(懲罰動議の審査)</p> <p>第161条 懲罰については、議会は、第38条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決する<u>ことはできない。</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。</u></p>	
<p>第162条～第166条 略</p>	<p>第162条～第166条 略</p>
<p><u>(協議等の場の開催方法の特例)</u></p> <p>第166条の2 <u>前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。</u></p>	
<p>第167条 略</p>	<p>第167条 略</p>
<p><u>(電子情報処理組織による通知等)</u></p> <p>第167条の2 <u>議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u></p> <p>2 <u>議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。</u></p> <p>3 <u>前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。</u></p> <p>4 <u>第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条（日程の作成及び配布）、第66条（答弁書の配布）、第86条（会議録の配布）、第125条（答弁書の配布）、第140条（請願文書表の作成及び配布）第1項及び第141条（請</u></p>	

改 正 案	現 行
<p>願の委員会付託)第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。</p> <p>5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。</p> <p>6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。</p> <p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第167条の3 この規則の規定(第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)第1項(第74条(選挙規定の準用)において準用される場合を含む。))を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</p> <p>第168条以下 略</p>	<p>第168条以下 略</p>

改 正 案	現 行
<p data-bbox="236 322 304 344"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="188 360 676 383"><u>この規則は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	